

## 研 究

# 被害者の権利の保障時期に関する一考察

——被害者の権利は刑事手続のどの段階から保障されるのか?——

A Study on the Time of Guaranteeing the Victims' Rights:  
From What Stage of the Criminal Procedure Are the Victims' Rights Guaranteed?

隅 田 陽 介\*

### 目 次

はじめに

- 一 Jeffrey Epstein 事件の概要と経過
  - 二 第11巡回区連邦控訴裁判所の *In re Wild*
  - 三 第5巡回区連邦控訴裁判所の *In re Dean*
  - 四 若干の検討
  - 五 その後の関連する立法の動き
  - 六 わが国の場合
- おわりに

### はじめに

1970年代以降、世界的に被害者の権利運動が活発化した後、現在では複数の国々で被害者の権利が法的に明文化され、保障されるようになっている<sup>1)</sup>。例えば、アメリカ合衆国では、連邦法であれば、2004年に制定された「2004年犯罪被害者権利法（Crime Victims' Rights Act of 2004: CVRA）」において「被告人から合理的に保護される権利」等10権利が保障されてい

---

\* 嘱託研究所員・帝塚山大学法学部非常勤講師

1) なお、椎橋隆幸『刑事手続における犯罪被害者の法的地位』中央大学出版部（2019年）46頁等参照。

る (18 U.S.C. § 3771(a)) 他, 30を超える州の憲法及び各州法において保障されている<sup>2)</sup>。カナダでも, 2015年に制定された「カナダ犯罪被害者権利章典 (Canadian Victims Bill of Rights)」において「刑事司法制度及び同制度における被害者の役割」等に関する情報を受ける権利が保障されている (S.C. 2015, c. 13, s. 2, 6)<sup>3)</sup>。

その一方で, 合衆国においては, 複数の女性や少女に対して性的虐待を行っていたとされる Jeffrey Epstein 事件<sup>4)</sup>をきっかけにして, こうした被害者の権利は刑事手続のどの段階から保障されるのかということが改めて問題となっている<sup>5)</sup>。本件では, 被疑者 Epstein が性的虐待に関して捜査

- 
- 2) 例えば, California Constitution Article I, § 28(b) や California Penal Code § 679.02(a) 等参照。なお, Zargar, Zulkifl M., “Secret *Faits Accomplis*: Declination Decisions, Nonprosecution Agreements, and the Crime Victim’s Right to Confer,” *Fordham Law Review*, Vol. 89, 2020, p. 351や Tobolowsky, Peggy M., “Mandamus Muddle: The Mandamus Review Standard for the Federal Crime Victims’ Rights Act,” *University of Denver Criminal Law Review*, Vol. 5, 2015, p. 124, Office of Justice Programs, *VictimLaw: About Victims’ Rights*, <https://victimlaw.org/victimlaw/pages/victimsRight.jsp> (2023年1月20日最終確認。以下, 同じ) 等参照。また, 合衆国における被害者の権利の保障状況に関する法文文献として, 安東美和子=松田美智子=染田恵「アメリカにおける犯罪被害者施策及びその運用実態」法務総合研究所『法務総合研究所研究部報告9—諸外国における犯罪被害者施策に関する研究—』(2000年) (<https://www.moj.go.jp/content/000076073.pdf> (同)) 7頁以下等参照。
  - 3) カナダの権利章典に関する法文文献として, 塚田洋「カナダ犯罪被害者権利章典」『外国の立法』275号 (2018年) 3頁以下等参照。
  - 4) 本件については, イギリス王室の一員でもあった王子が Epstein と交流があったことから, わが国でも注目を浴び, ニュース報道もされている。関連する近時の報道として, 『産経新聞』2022年2月16日(夕刊)2面「英王子和解 18億円寄付 性的虐待訴訟」や『日本経済新聞』2022年1月15日10面「英王室, 権威失墜に危機感 アンドルー王子の地位剥奪」等参照。
  - 5) 以前の状況については, 拙稿「アメリカ合衆国の犯罪被害者権利法を巡る近時の議論の状況」『東京国際大学論叢 経済学部編』49号 (2013年) 49頁以下及び同「アメリカ合衆国及びカナダにおける犯罪被害者の権利保障制度」『同』43号 (2010年) 111頁以下でも触れたことがある。

対象とされていたところ、検察が被疑者側と不訴追の合意（non-prosecution agreement: NPA）<sup>6)</sup>を締結した結果、一部の犯罪事実のみが起訴され、裁判所は軽い刑を宣告した。そこで、被害者側が、自らに知らされることなく水面下でNPAに関する交渉が進められたことに対して救済を求める訴えを提起した。この一連の訴訟を通して、裁判所の間で被害者の権利保障の仕方・時期について考え方が異なっていることが判明したのである。なお、被疑者は訴訟の途中で逮捕・起訴されたが、勾留中に自殺とみられる形で死亡したため、この被疑者に対する正式な公判手続は開始されないまま終了している。

本件を受けて、CVRAが保障している「当該事件（case）において政府側検察官と協議する（confer）合理的な（reasonable）権利」（18 U.S.C. § 3771(a)(5)）（以下では、単に「検察官と協議する権利」などと表記することがある）は、検察官によって正式に事件が起訴されてから保障されるのか、それとも、起訴される前から保障されるのかということ<sup>7)</sup>が、さらには、事件を起訴しないと判断した場合でも検察官には被害者と協議する義務が生ずるのか、生ずるとしたならば、それはどのようなものなのかと

---

6) NPAというのは、連邦政府機関と犯罪捜査等の対象とされている法人又は個人との間でなされる契約上の合意のことで、政府機関が起訴状の提出を控えるという内容を書面化したものである。元々法人犯罪の捜査及び訴追手続では「標準的な手法」として用いられてきたものであるが、近年はその適用件数が激増しているとされる。See Cook, Lauren, K., “A Victim’s Right to Confer under the Crime Victim’s Rights Act,” *Campbell Law Review*, Vol. 43, 2021, p. 548 & note 32; Henning, Peter J., “Dealing with Corporate Misconduct,” *Florida Law Review Forum*, Vol. 66, 2015, p. 20; Zargar, *supra* note 2, at 372 & note 253.

7) Sack, Jonathan, *Eleventh Circuit En Banc Ruling Fails to Resolve Key Issue regarding Victims’ Right to Confer with Prosecutors*, The Insider, 2021, <https://www.forbes.com/sites/insider/2021/06/16/eleventh-circuit-en-banc-ruling-fails-to-resolve-key-issue-regarding-victims-right-to-confer-with-prosecutors/?sh=595d0c440655>（同）; Vogt, RJ, *Victims’ Rights Suffer Blow in Epstein Case*, Law360, 2020, <https://www.law360.com/articles/1265036/victims-rights-suffer-blow-in-epstein-case>（同）; Cook, *supra* note 6, at 545 and at 550.

いったこと<sup>8)</sup>が議論されている<sup>9)</sup>。特に合衆国では、検察官は起訴を行う前に被疑者側と答弁取引を行い、これによって手続が終了してしまうことも多い<sup>10)</sup>ため、起訴後にのみ保障されるとしたならば、被害者の権利保障は不十分なものになってしまう。この意味で、被害者にはどの段階から権利が保障されるのかというのは、その保護を十全のものとする事ができるかどうかに関わる大きな問題なのである<sup>11)</sup>。

---

8) Zargar, *supra* note 2, at 343.

9) この権利については、他にも、そもそも検察官とはどのようなことについて協議するのか、すなわち、協議する権利の対象は何なのかということも議論されている。これは、NPAに関する交渉がこの権利の対象に含まれるとしたならば、こうした交渉は起訴の前に行われるものである以上、この権利は起訴前の段階であっても保障されると解釈されることになるからである。See Cook, *supra* note 6, at 545, 550 and 557-558.

10) 例えば、合衆国では、事件が起訴される前も含めて様々な段階で答弁取引交渉を行うことができ、その結果、刑事事件の90%以上が正式な裁判に至る前に別の手段で解決されていると指摘される。See O'Hear, Michael M., "Plea Bargaining and Victims: From Consultation to Guidelines," *Marquette Law Review*, Vol. 91, 2007, p. 325; O'Hear, Michael M., "The Original Intent of Uniformity in Federal Sentencing," *University of Cincinnati Law Review*, Vol. 74, 2006, p. 808; Cipriano, Andrea, "Old Boys Club" of White, Male Prosecutors Facing Change: Study, The Crime Report, 2019, <https://thecrimereport.org/2019/10/24/white-men-dominate-u-s-prosecutor-positions-says-study/> (同); Cook, *supra* note 6, at 550 and 560. このように、刑事司法手続において答弁取引が占める割合が大きくなるにつれて、この交渉段階における被害者の権利保障の重要性もより高まってきているといえる。See Phipps, Jessica, "Victims' Rights Moving Forward after the Epstein Case," *Nevada Law Journal*, Vol. 22, 2021, p. 412.

11) Cassell, Paul G., Bradley J. Edwards, and Jordan Peck, "Circumventing the Crime Victims' Rights Act: A Critical Analysis of the Eleventh Circuit's Decision Upholding Jeffrey Epstein's Secret Non-Prosecution Agreement," *Michigan State Law Review*, Vol. 2021, 2021, p. 213. なお、本件に関しては、他にも指摘されている問題がある。すなわち、現在の CVRA では公的な立場にある者が CVRA 上の被害者の権利を保障できなかった場合であっても、それは訴訟原因 (cause of action) とはならないとされている (18 U.S.C. § 3771(d)(6)) ことについて

そこで、本稿では、まず一において、本件の概要と経過を簡単に辿った上で、二において、本件に関して第11巡回区連邦控訴裁判所が示した判決のポイントを明らかにし、続いて三では、関連する事例として第5巡回区連邦控訴裁判所の *In re Dean* について触れる。そして、四において、被害者の権利は刑事手続のどの段階から保障されるべきであるのか、若干の検討をしてみたいと思う。また、五において、関連するその後の立法の動きに触れた後、最後に六において、わずかではあるが、わが国の場合における検察官と協議することの意味についても触れておきたいと思う。

## 一 Jeffrey Epstein 事件の概要と経過

### (一) 捜査の開始から NPA が締結されるまで

本件被疑者 Epstein は多数の共犯者と共に1999年から2007年にかけて、14歳の少女を含む少なくとも30人以上の若い女性に対してフロリダ州パー

である。この点について、Yin, Tung, “Learning from the Jeffrey Epstein Mess: It’s Time to Add a Cause of Action for Damages to the Crime Victims’ Rights Act,” *Kansas Law Review*, Vol. 69, 2021, p. 447以下は、検察官に対してその後の手続や処分に関する情報を被害者に提示することを要求している CVRA の規定に違反する事実があったことを被害者が証明できた場合には、賠償を求める根拠となる訴訟原因となることを明確にするよう CVRA を改正する必要がある旨指摘する。また、本件では、被疑者が死亡したために最終的には正式な公判手続は開始されなかったのであるが、後日、裁判所は被害者の要望を受けて審問の開催を認め、被害者に対して法廷で事件の影響等に関して陳述することを許可している。See Tenbarge, Kat, *‘I’ve Suffered and He Has Won’: More Than 20 of Jeffrey Epstein’s Accusers Gave Emotional Testimonies in Court as Prosecutors Moved to Shut Down His Case*, Insider, 2019, <https://www.businessinsider.com/victims-jeffrey-epstein-testimony-dismiss-indictment-court-hearing-federal-prosecutors-2019-8> (同)。そこで、こうした措置は無罪推定の原則 (the presumption of innocence) に違反するのではないかということも指摘されている。See Green, Bruce A. and Rebecca Roiphe, “Punishment without Process: ‘Victim Impact’ Proceedings for Dead Defendants,” *Fordham Law Review Online*, Vol. 88, 2019, p. 28.

ム・ビーチをはじめとした合衆国内やイギリス等において性的虐待を行っていた。パーム・ビーチ警察署及び FBI は2005年に通報を受け、その後、2年の歳月をかけて捜査及び証拠収集の活動を展開した。そして、事件をフロリダ南部地区連邦検察官事務所へ送致した<sup>12)</sup>。

2007年1月、被疑者側の弁護人は検察官との間で正式な起訴を回避するための交渉を開始した。一方、検察官は、同年3月以降、本件の被害者に宛てて「皆さんには事件の被害者・証人として多くの権利が保障されています」といった文言や CVRA に規定されている「検察官と協議する権利」等が列挙された書面を送付していた<sup>13)</sup>。

検察官は同年5月までに Epstein を連邦法上の性犯罪で起訴するための正式起訴状 (indictment) の草稿をまとめていたが、それからわずか4ヶ月後に、被疑者側の強い要求を受けて、NPA を締結することで決着した。その内容は、Epstein 及び他の共犯者が未成年者を売春に勧誘したという州法上の2件の重罪で有罪を認めれば、より重大な連邦法上の罪については起訴しないというものであった<sup>14)</sup>。そして、2008年6月、Epstein が州法上の罪について有罪を認めたことを受けて、裁判所は18ヶ月の州刑務所への収監及び12ヶ月の在宅拘禁 (home confinement)、終身に亘る性犯罪者としての登録を命じた<sup>15)</sup>。ただし、Epstein はその間もワーク・リリース (work-release) を認められ、週6日間、毎日12時間を自らの事務所で過ごしていた<sup>16)</sup>。

---

12) *In re Wild*, 955 F. 3d 1196, 1198 (11th Cir. 2020); *Doe 1 v. United States*, 359 F. Supp. 3d 1201, 1204–1205 (S.D. Fla. 2019).

13) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1198–1199; *Doe 1 v. United States*, 359 F. Supp. 3d at 1205.

14) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1199 and 1229; Sack, *supra* note 7.

15) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1199.

16) McLaughlin, Kelly and Nicole Einbinder, *Jeffrey Epstein Enjoyed Unprecedented Freedom during His 13-Month Jail Term, But Nobody Will Say Why*, Business Insider, 2019, <https://www.businessinsider.nl/jeffrey-epstein-work-release-program-florida-explainer-2019-7/> (同).

検察官は、NPAの交渉を行っている間、被疑者側の要請を受けて、被害者にはそのことを秘匿していた。それどころか、NPAへの最終的な署名がなされた後、4ヶ月が経過しても被害者には「本件は現在も捜査中です」や「本件は長期間の捜査を要する事件になります」といった内容の書面を送付するなどし、被害者とNPAについては協議していなかった<sup>17)</sup>。

## (二) フロリダ南部地区連邦地方裁判所の判決

被害者にはNPAが発効した後でようやくその内容が伝えられ、これを受けて、2008年7月、2人の被害者がCVRAに基づいて、フロリダ南部地区連邦地方裁判所に救済を求める訴えを提起した<sup>18)</sup>。すなわち、①検察官はNPAが最終的に締結される前に被害者と協議する必要があったにも拘らず、故意にNPAに関する情報を秘匿していた、②これによって、検察官はCVRAで被害者に保障されている「検察官と協議する権利」等を侵害したというのである。これに対して、検察側は、①検察官によって起訴が行われて初めてCVRA上の権利は保障されるのであり、検察官が起訴を行っていない段階では被害者にはCVRA上の権利は保障されない、②したがって、本件では検察官には被害者に権利を保障する義務はなかった<sup>19)</sup>旨主張していた。

2011年9月26日、同裁判所は検察側の主張を退ける一方、被害者の主張を認め、①検察官は被害者に知らせることなくNPAに関する手続を進めた結果、被害者の「検察官と協議する権利」を侵害した、②CVRA上の権利はEpsteinに対する起訴が正式に行われる前であっても保障される<sup>20)</sup>

17) *Does v. United States*, 817 F. Supp. 2d 1337, 1339 (S.D. Fla. 2011); *In re Wild*, 955 F. 3d at 1199–1200; *Doe 1 v. United States*, 359 F. Supp. 3d at 1208; Zargar, *supra* note 2, at 346.

18) *Does v. United States*, 817 F. Supp. 2d at 1339–1341; *In re Wild*, 955 F. 3d at 1200; Cassell, et al., *supra* note 11, at 213 and 218.

19) *Does v. United States*, 817 F. Supp. 2d at 1341; Zargar, *supra* note 2, at 346; Cassell, et al., *supra* note 11, at 218.

20) *Does v. United States*, 817 F. Supp. 2d 1341 and 1345; *In re Wild*, 955 F. 3d at

旨判示した。

同裁判所は、まず、「犯罪の認知（detection）又は捜査（investigation）、訴追に参与している司法省及びその他の合衆国省庁の職員及び被雇用者は、犯罪被害者に対して CVRA で規定されている権利が告知され、付与されるよう最善の努力を尽くさなければならない」旨を規定した CVRA の「効力適用対象」規定（“coverage” provision）（§ 3771(c)(1)）の文言に着目し、これによって CVRA は「犯罪の認知又は捜査」等に参加している職員までを含めて被害者に権利を保障することを要求していることから、起草者は明らかに CVRA が起訴前であっても適用されることを想定していたと考えられる<sup>21)</sup>とした。

続いて、「CVRA で規定されている権利は、当該犯罪に関して被告人が訴追されている地方裁判所で、又は、まだ訴追がされていない場合には、当該犯罪が発生した地区にある地方裁判所で、主張されなければならない」旨を規定した「裁判地管轄」規定（“venue” provision）（同 (d)(3)）にも着目し、「まだ訴追がされていない場合」という文言を素直に読めば、これは、正式起訴状等によって訴追が開始される前であっても権利が保障されなければならないことを意味している<sup>22)</sup>とした。

また、どのような答弁交渉を経て NPA が締結されるに至ったのか、その事実関係に関する証拠開示が認められたことを受けて、さらに 8 年の歳月をかけて手続が進められた<sup>23)</sup>。

そして、同裁判所は 2019 年 2 月 21 日、被害者の主張を認める内容の正式な事実審理を経ない略式判決（summary judgment）を下した<sup>24)</sup>。すなわ

---

1200–1201; Zargar, *supra* note 2, at 346.

21) *Does v. United States*, 817 F. Supp. 2d at 1342; *In re Wild*, 955 F. 3d at 1200–1201; Cassell, et al., *supra* note 11, at 219 and 228.

22) *Does v. United States*, 817 F. Supp. 2d at 1342; *In re Wild*, 955 F. 3d at 1201; Cassell, et al., *supra* note 11, at 219.

23) *Does v. United States*, 817 F. Supp. 2d at 1344 and 1345; *In re Wild*, 955 F. 3d at 1201; Cassell, et al., *supra* note 11, at 219.

24) *Doe 1 v. United States*, 359 F. Supp. 3d at 1217–1222; *In re Wild*, 955 F. 3d at



ち、本件において検察官は被害者と協議することなく Epstein と NPA の交渉及び締結を行い、CVRA で保障されている被害者の権利を侵害したことを認めたのである。さらに、これは怠慢や見落としによるものではなく、NPA の存在を秘匿するという決定に基づくものであり、結果的に、まだ訴追が行われる可能性はあると被害者に誤信させることにつながり、看過することはできないとした。併せて、被害者及び検察官に対して、本件違反行為に対してはどのような救済策を望むかを書面にまとめて提出するよう指示した。

同年5月、被害者側は複数の救済策を提案し、この中で、NPA に含まれている被疑者への責任追及を免除することの合意を無効とすること等を求めていた<sup>25)</sup>。

同裁判所がこの救済策について検討している間の同年7月に Epstein は逮捕・起訴されたが、同年8月、ニューヨーク州の施設内で勾留中に自殺とみられる形で死亡しているのが発見された<sup>26)</sup>。これを受けて、同裁判所は同年9月16日、被害者の訴えを却下した<sup>27)</sup>。すなわち、被疑者はその死亡により訴追の対象ではなくなったのであるから、被害者が求めていた、NPA 中の責任追及免除の合意を無効とすることは法的に無意味になった (moot) などとしたのである。

---

1201; Cassell, et al., *supra* note 11, at 219–220; Yin, *supra* note 11, at 449.

25) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1201–1202; Cassell, et al., *supra* note 11, at 220.

26) *In re Wild*, 994 F. 3d 1244, 1249 (11th Cir. 2021) (en banc); Gresko, Jessica, *Supreme Court Rejects Epstein Sex Abuse Accuser's Lawsuit*, AP NEWS, 2022, <https://apnews.com/article/us-supreme-court-business-lawsuits-florida-jeffrey-epstein-887c1564a28bd0c6e977216c83548bf4> (同); CBS NEWS MIAMI, *US Supreme Court Turns Down Epstein Victim Appeal*, 2022, <https://www.cbsnews.com/miami/news/us-supreme-court-turns-down-epstein-victim-appeal/> (同); *In re Wild*, 955 F. 3d at 1202; Cassell, et al., *supra* note 11, at 220.

27) *Doe 1 v. United States*, 411 F. Supp. 3d 1321, 1326 and 1331–1332 (S.D. Fla. 2019); *In re Wild*, 955 F. 3d at 1202; Cassell, et al., *supra* note 11, at 220–221.

（三） 第11巡回区連邦控訴裁判所の2020年判決

被害者側は、上記のような同裁判所の判断を受けて、同年9月、第11巡回区裁判所に対して職務執行状（writ of mandamus: WM）の発付を求めて訴えを提起した。この中で被害者側は、NPA中の共犯者に対する責任追及と免除の合意に焦点を当てて、まだ事件は法的に無意味になったわけではないなどと主張し、救済策の提案を却下した地方裁判所の判断の撤回を求めている<sup>28)</sup>。

しかし、2020年4月14日、第11巡回区裁判所は Newsom 裁判官による *In re Wild* において、9年前に地方裁判所が、検察官による正式な起訴前であっても CVRA 上の権利は保障されるとした判断を覆した<sup>29)</sup>。このように起訴前には CVRA 上の権利は保障されないということを判示した巡回区裁判所は第11巡回区裁判所が初めてである<sup>30)</sup>とされる。

本判決では、まず、本件被害者が Epstein 等による国際的な性行為目的の人身取引組織によって「筆舌に尽くし難い恐怖を味わわれた」ことや本件のように検察官が取引の事実を秘匿したのは「憤慨に堪えないばかりでなく」、「国家的な恥辱」であり、被害者は「闇の中に置き去りにされた」こと、秘密裏に行われた NPA に関して検察官から都合のいいように誤解させられたこと等は認められた<sup>31)</sup>。

しかし、「検察官と協議する権利」等の CVRA 上の権利については、こ

---

28) *Ibid.* at 222. 実際、Epstein の主要な共犯者とされていた Ghislaine Maxwell は2020年7月に逮捕され、Epstein と共に性行為目的による未成年者の人身取引に関与した罪でニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に訴追されている。See Hong, Nicole, Benjamin Weiser, and Mihir Zaveri, *Ghislaine Maxwell, Associate of Jeffrey Epstein, Is Arrested*, The New York Times, July 2, 2020, <https://www.nytimes.com/2020/07/02/nyregion/ghislaine-maxwell-arrest-jeffrey-epstein.html> (同).

29) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1198. 本判決では、3名の裁判官のうち、Hull 裁判官が反対意見を述べている。

30) Phipps, *supra* note 10, at 423.

31) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1198; Cassell, et al., *supra* note 11, at 214.

これらの権利は被告人に対して刑事手続が開始されるまでは適用されることはなく、刑事手続というのは、検察官が訴追請求状 (complaint) 又は略式起訴状 (information)、正式起訴状のいずれかを提出することによって初めて開始される、しかし、本件では検察官によって起訴が行われていない以上、CVRA は適用されない<sup>32)</sup>旨が判示された。

また、本判決は、こうした解釈の仕方は好ましいものではなく、「被害者が得るものは何もない (emptyhanded) という結果を招く一方、検察官は被害者に何も通知せず、一切協議することもないまま NPA を締結できてしまう。検察官が将来こうした運用に走らないことを強く望む」などとして、地方裁判所の考え方に理解を示しつつも、CVRA を最も適切かつ自然に解釈し、法が求める解釈の結果を探るとするならば、検察官による正式な起訴があって初めて CVRA は適用されることになる<sup>33)</sup>とした。

なお、Hull 裁判官は反対意見において、① CVRA の文言を素直に、かつ、曖昧さが残らないように解釈すれば、多数意見が追加した、被害者に権利を保障するのは事件の起訴後のみであるというような時間的な制限は課されないはずである、②多数意見のような歪んだ法律解釈の仕方では法律の単純な文意が変更されてしまい、CVRA が保障しようとしている被害者の権利が骨抜きにされてしまう<sup>34)</sup>などと指摘している (本判決については後述二も参照)。

その後、同年5月、被害者側は第11巡回区裁判所に対して、全裁判官による合議体法廷 (en banc) での再審問を求める申立てを行った。これを受けて、同年8月7日、同裁判所は多数意見の判断を破棄し、全裁判官参加法廷 (full Court) での再審問を開催することを決定した<sup>35)</sup>。

---

32) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1198, 1213 and 1219–1221.

33) *Ibid.* at 1198, 1205 and 1221; Cassell, et al., *supra* note 11, at 223–224.

34) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1225 (Hull, J., dissenting).

35) *In re Wild*, 967 F. 3d 1285, 1285 (11th Cir. 2020); Cassell, et al., *supra* note 11, at 214 and 225.

#### （四）第11巡回区連邦控訴裁判所の2021年判決

2021年4月15日、同裁判所は、前回2020年と同様に Newsom 裁判官によって執筆された判決文ではあるが、本件被害者は CVRA 上の権利を主張する個別の訴え（stand-alone suit）を提起する資格は認められていないとして、前回とは若干異なった内容を判示した<sup>36)</sup>。すなわち、本件の争点は、CVRA が本件被害者に対してその権利を主張するために刑事手続の開始前に「独立した訴訟（freestanding lawsuit）」を提起することを認めているかどうかであるとされ、本件被害者は起訴が行われる前には CVRA 上の権利を有していないというのではなく、CVRA に規定されている文言を見る限り、「刑事手続が開始される前に CVRA 上の権利を法律上行使することを被害者に認めるというように議会が意図していたことを示す明確な証拠はない」、したがって、本件被害者は独立した訴訟を通してそうした権利を行使することはできない<sup>37)</sup>とされたのである。

これに対して、Branch 裁判官は反対意見において、本件の事実の概要及び訴訟の経過や、議会は CVRA によって被害者に対してどのように権利を保障しようとしているのか、その仕組み等を検討した上で、§ 3771(d) の文言や CVRA 全体の構成に鑑みるならば、議会は被害者に「救済を申し立てるための」独立した権利を認めていることが読み取れる、したがって、被害者は個別の訴えを提起することも許される<sup>38)</sup>などと指摘している。

Hull 裁判官も、「検察官と協議する権利」の内容や Dianne Feinstein 上院議員等から提出されていた法廷助言者上訴趣意書（Amicus Brief）<sup>39)</sup>に

36) *In re Wild*, 994 F.3d at 1247. 本判決では、11名の裁判官のうち、Branch 裁判官が反対意見を述べて、これに Martin 及び Jill Pryor, Hull 各裁判官が参加し、Hull 裁判官は別に反対意見を述べている。

37) *Ibid.* at 1255-1260. なお、*Ibid.* at 1260以下では、検察官の裁量権との関係についても言及されている。この点については、後述する本文四四も参照。

38) *Ibid.* at 1288-1314 (Branch, J., dissenting); Sack, *supra* note 7.

39) Brief of Senator Dianne Feinstein and Former Senators Jon Kyl and Orrin Hatch as *Amici Curiae* in Support of Rehearing *En Banc*, *In re Wild*, No. 19-

についても言及した上で、今回、被害者が行った申立ては、訴追が行われな  
い場合に CVRA が明確に認めている救済の手段である<sup>40)</sup>などとしている。

その後、被害者側は2021年8月31日に、合衆国最高裁判所に対して裁量  
上訴の申立てを行ったが、2022年2月22日、棄却された<sup>41)</sup>。

## 二 第11巡回区連邦控訴裁判所の *In re Wild*

第11巡回区裁判所による2020年判決では多数意見と Hull 裁判官の反対  
意見という二つの考え方が示されている。その内容は一(三)でも一部触れた  
が、被害者側の主張も含めつつ、改めてそれぞれのポイントをまとめると  
次のようになろう。

### (一) 多数意見の考え方

多数意見は、「検察官と協議する権利」の他、CVRA で規定されている  
すべての権利が、訴追請求状等の提出によって事件が起訴され、手続が法  
的に開始された後で初めて保障されると解釈するのが適切であるとしてい  
る。こうした解釈の根拠となっているのは、① CVRA の文言及びその構  
造、② CVRA が制定されるまでの経緯、③ CVRA が保護しようとしてい  
る訴追に関する検察官の裁量権を重視していること<sup>42)</sup>である。

#### 1 CVRA の文言及びその構造

まず、多数意見は、CVRA で規定されている権利には起訴後の手続に関  
連しているものが多い<sup>43)</sup>ということを強調している。例えば、1 番目の

---

13843 (11th Cir. May 12, 2020), 2020 WL 2617394.

40) 994 F. 3d at 1314–1327 (Hull, J., dissenting).

41) Supreme Court of the United States, Search Results, No. 21–351, <https://www.supremecourt.gov/search.aspx?filename=/docket/docketfiles/html/public/21-351.html> (同); Gresko, *supra* note 26; CBS NEWS MIAMI, *supra* note 26.

42) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1205–1221.

43) *See Ibid.* at 1206–1207; Cassell, et al., *supra* note 11, at 224.

「被告人から合理的に保護される権利」というのは、「被告人」という用語からも分かるように、これは刑事手続が開始された後のことを念頭に置いていると考えられる。また、6番目の「完全かつ時宜を得た被害弁償を受ける権利」なども手続の開始が前提となろうし、実際には手続が終了した後になってから保障されることが多い<sup>44)</sup>とする。

一方、被害者は、少なくとも二つの権利、すなわち、「当該事件において政府側検察官と協議する合理的な権利」及び「公正に、かつ、尊厳及びプライバシーに対して敬意を持って処遇される権利」（18 U.S.C. § 3771(a)(8)）（以下では、単に「公正に処遇される権利」などと表記することがある）は手続の初期の段階でも適用されるものである<sup>45)</sup>と主張していた。例えば、前者にある「事件」という文言は法廷で展開される「司法手続 (*judicial case*)」の他、法執行機関によって行われる「犯罪捜査 (*investigative case*)」をも意味しており、二つの内容が含まれていると、また、後者の権利も訴追前であっても適用されることが読み取れるというのである。

これに対して、多数意見は、前者の権利について理論的にはそのような考え方もできるとしながらも、法的な語法からは、第一に司法手続を指すことは間違いない<sup>46)</sup>とする。すなわち、*Black's Law Dictionary*の解説<sup>47)</sup>を引用し、同書によれば、まず最初に「法若しくは衡平法に基づいた、民事若しくは刑事に関する手続又は行為、訴え、論争のこと」とあり、その次に「犯罪捜査のこと」と解説されているに過ぎないと指摘する。そして、過去に最高裁判所が判示した内容も示しながら、最終的には、この文言は第一にすでに開始されている司法手続のことを意味し、犯罪捜査は二次的な意味を持つに過ぎない<sup>48)</sup>と解釈している。後者の権利についても、

---

44) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1206–1207.

45) *Ibid.* at 1206–1208.

46) *Ibid.* at 1207.

47) *Black's Law Dictionary* (10th ed.), 2014, pp. 258–259.

48) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1207–1208; Cook, *supra* note 6, at 551; Phipps, *supra* note 10, at 421.

確かにこの権利の場合には特に保障時期を時間的に起訴後にのみ限定するような文言は明示的にも暗示的にも含まれてはいないが、議会は、この権利を起訴後に適用される他の権利と並べて規定しているのであるから、「列挙されたものと同種と判断する用語解釈法 (*noscitur a sociis*)」によれば、これも起訴後にのみ適用されるものと考えられる<sup>49)</sup>とした。

また、被害者は、「効力適用対象」規定において「認知」や「捜査」という文言が使用されており、このことから CVRA は起訴前から適用されることが推測され、これこそが起草者が意図していたことであると、「裁判地管轄」規定についても、ここにある「まだ訴追がされていない場合」という文言は、訴追が開始される前の段階、すなわち、訴追請求状又は正式起訴状が提出される前であっても CVRA 上の権利は被害者に保障されるということを意味している<sup>50)</sup>などと主張していた。

これに対して、多数意見は、前者の規定には、いつから CVRA 上の権利が適用されるかを明確に示した文言がないことから判断すれば、これは「いつから」適用されるのかを明らかにしたのではなく、「誰に対して」適用されるのかということを明らかにしたものであると、後者の規定については、被害者の主張にも一定の理解を示しながらも、この規定に関しては他にも解釈の仕方があるとする。すなわち、「もっとも理解しやすい」解釈としては、「訴追」というのは、事件に関する訴追請求状の提出によって開始されるのではなく、「被疑者が裁判官の面前に最初に姿を現わした瞬間から」始まるのであり、このことから、「裁判地管轄」規定は、正式起訴状が提出される時と被疑者が裁判官の面前に姿を現わして刑事手続が開始する時との間の時間的な間隔を埋めるためのものと解釈できる<sup>51)</sup>というのである。

---

49) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1208; Cassell, et al., *supra* note 11, at 224.

50) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1210 and 1212.

51) *Ibid.* at 1210–1213 and 1212 & note 18; Cassell, et al., *supra* note 11, at 228 and 230.

## 2 CVRAが制定されるまでの経緯

次に、CVRAの制定時に議会が「1990年被害者の権利及び被害弁償法 (Victims' Rights and Restitution Act of 1990: VRRRA)」の存在を認識していたことは間違いなく、もし、議会が被害者に対する権利の保障を起訴前にまで拡大したいと考えていたのであれば、そのように規定したはずであるが、制定の経緯からはCVRAを刑事手続の開始前から適用することは想定していないことが示唆されている<sup>52)</sup>という。すなわち、VRRRAでは刑事手続が開始される前の段階を明確に意味する犯罪の「認知」というような文言が使用されており(34 U.S.C. § 20141(a))、これによって、議会が事件の起訴前から被害者を保護することを望んでいたことは明らかである。にも拘らず、議会はCVRA制定時に、いくつかの箇所でもVRRRAと同様の文言を用いながらも、手続の開始前から被害者に権利が保障されることを意味する用語はあえて盛り込まずに、関連するVRRRAの規定を廃止し、一部は手つかずのままそのまま残している。このように議会がCVRAの適用時期について故意に沈黙する道を選択したことは、CVRAでは刑事手続が開始されていない起訴前の段階では被害者に権利を保障しない意図であったと考えることができるというのである。

## 3 訴追に関する検察官の裁量権

また、多数意見は検察官に付与された訴追に関する裁量権との関係も強調している<sup>53)</sup>。すなわち、CVRA自体が、ここでの規定内容は検察官の訴追に関する裁量権が毀損されるような形で解釈されることがあってはならない旨を規定している(18 U.S.C. § 3771(d)(6))。にも拘らず、被害者が主張するように、起訴前でも「検察官と協議する権利」を認めてしまうと、「排他的で」かつ「絶対的な」ものとして理解されている検察官の訴追に関する裁量権が「量的な意味でも質的な意味でも」影響を受けてしま

---

52) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1214–1216; Cook, *supra* note 6, at 551–552; Phipps, *supra* note 10, at 422.

53) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1216–1219; Cook, *supra* note 6, at 552; Cassell, et al., *supra* note 11, at 234; Phipps, *supra* note 10, at 422–423.



い、不当に毀損され得るのであり、法執行機関に不要な負担をかけることになってしまうという。これは、起訴前でも CVRA が適用されるという被害者側の解釈によれば、「論理的な歯止め (stopping point) がなくなってしまう」ことから、検察官は、法執行機関が令状を請求したり、捜査の実施や被疑者の逮捕、面通し (lineups)、取調べ等を実施したりする前にも過度な頻度で被害者と協議することを要求される可能性が格段に高まってしまう<sup>54)</sup>ということである。

## (二) Hull 裁判官の反対意見の考え方

一方で、Hull 裁判官も、事実の経過を慎重に考察した上で、以下のように、① CVRA の文面の素直な解釈及び立法目的、②「検察官と協議する権利」の理解の仕方、③第 5 巡回区裁判所が *In re Dean*<sup>55)</sup>において示したこの権利の解釈の仕方を重視している<sup>56)</sup>。このうち、*In re Dean* については、別に三において簡単に触れることにしたい。

### 1 CVRA の解釈及び立法目的

まず、CVRA の起草者が「検察官と協議する権利」等は正式起訴状が提出された後でのみ被害者に保障するつもりであったのであれば、その旨を条文の文面上も明確に規定したはずである。しかし、議会では訴追開始後にのみ適用するというような適用時期に関する文言は盛り込まれず、これは CVRA が適用される時期に関する時間的な制限を設けない趣旨である<sup>57)</sup>とする。このような考えの下、同裁判官は、この権利が、NPA の交渉が行われている起訴前の場合、あるいは、起訴が行われない場合には適用されないとしたならば、被害者は、検察官と協議することを通して刑事

---

54) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1213, 1218 and 1220; Cassell, et al., *supra* note 11, at 234–235.

55) 527 F. 3d 391 (5th Cir. 2008).

56) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1223–1246 (Hull, J., dissenting); Cook, *supra* note 6, at 549.

57) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1235–1237; Cook, *supra* note 6, at 553–554.

手続に参加する権利を完全に奪われてしまい、CVRAの立法目的に沿わない結果になる<sup>58)</sup>として、多数意見の解釈の仕方に疑問を呈している。

そして、「効力適用対象」規定については、もし、被害者は事件の起訴前には権利を行使し得ないというのであれば、犯罪の「認知」や「捜査」に関与している連邦機関に対して被害者に権利が保障されるよう求める理由はないと、「裁判地管轄」規定についても、この規定は、訴追がまだ行われていない場合には、被害者はその後が続く刑事手続において権利を主張できるということを示しており、これはCVRAが事件の起訴前から被害者に権利を保障していることを示すものである<sup>59)</sup>などとしている。

さらに、同裁判官は、多数意見は伝統的な法解釈の原則に違反している<sup>60)</sup>ということも強調している。すなわち、法文中のある箇所では制限する文言が使われているが、他の箇所ではそうした文言がない場合、裁判所としては後者の場合にはそうした文言があるものとして解釈してはならず、また、ある箇所では使われている文言が他の箇所では別の文言になっている場合、その文言は別の考えを提示しているものと推定される。そこで、この原則をCVRAに当てはめてみた場合、18 U.S.C. § 3771(a)(1)のような公判手続に関連する場合には権利の保障を制限する考えが読み取れるが、他の同(a)(5)や(8)のような箇所では別の考えに立っていることが読み取れるというのである。

## 2 「当該事件において検察官と協議する権利」について

また、「当該事件において検察官と協議する権利」の「事件」という語の解釈の仕方について、同裁判官によれば、この語は、*Black's Law Dictionary*や他の辞書でも示されているとおり、多数意見が理解しているよりも広い意味を以前から有している。そして、捜査機関はもとより被疑者側の弁護士も含めて本件の関係者は、起訴が行われる前から「事件」という言葉を使っていた。そこで、一体いつから、辞書に掲載されている第一

---

58) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1224; Cook, *supra* note 6, at 554.

59) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1237-1239.

60) *Ibid.* at 1236-1237; Cassell, et al., *supra* note 11, at 227.

の解説・語法であるからといって一般に使用される語法よりも優先されることになったのか、多数意見はこのことについて法的な根拠を示していない<sup>61)</sup>とも指摘している。

### 三 第5巡回区連邦控訴裁判所の *In re Dean*

本件は、BP Products North America という石油精製会社が運営する工場で起きた爆発事故の捜査手続に関するものである。本件では、15人が死亡し170人以上が負傷しているのであるが、当該爆発事故はBP社側の不法行為に起因するのではないかということが疑われていたため、司法省は連邦法違反の疑いで捜査を進めていた。しかし、その後、検察側がBP社側と答弁取引の手続に入ったところ、BP社側の弁護人から取引については公開しないよう要求された。そこで、検察側は地方裁判所に対して、取引が終了するまで被害者と協議する義務を免除する内容の命令を発出するよう求めて、一方当事者による封緘申立て (*sealed ex parte motion*) を行った。これは、答弁取引について被害者に通知することは、その数から考えて実現可能ではなく、また、その事実が報道機関に漏れてしまえば、交渉手続にひびが入り、偏見が入る虞があるということに基づくものであった<sup>62)</sup>。

同裁判所は、手続の経過を公表することはBP社側に対する偏見を生み、答弁取引交渉に害を与えるなどと判断して、即日、封緘命令 (*sealed order*) を発出した。その内容は、答弁取引が成立するまで検察側が被害者に通知することを禁止する一方、取引の成立後、法廷で有罪の答弁がなされるまでの間に検察側に CVRA で課された義務を果たすよう指示するものであった<sup>63)</sup>。その後、検察側とBP社側との間で答弁取引が成立し、よ

---

61) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1239.

62) *United States v. BP Products North America Inc.*, Criminal No. H-07-434, at 1-2 (S.D. Tex. Feb. 21, 2008), 2008 WL 501321; *In re Dean*, 527 F. 3d at 392; Cassell, et al., *supra* note 11, at 239-240.

63) *BP Products North America Inc.*, 2008 WL 501321, at 2; *In re Dean*, 527 F. 3d at

うやく取引の事実が公表された。そこで、被害者側が、一方当事者による封緘申立てによって、答弁取引について検察官と協議する権利が侵害されたなどとして、取引の合意を却下するよう求めて訴えを提起した<sup>64)</sup>のである。

これに対して、地方裁判所は、捜査段階において検察官と被害者との間では十分な協議が行われていたなどとして、訴えを却下した<sup>65)</sup>。

そこで、被害者が、CVRAに規定されている自らの権利が保障されるようWMの発付を求めて第5巡回区裁判所に申立てを行ったところ、同裁判所は次のように判示した<sup>66)</sup>。すなわち、①本件では被害者は200人弱に上っているが、これらの被害者は全員が容易に連絡が取れる状況にあったのであるから、それに対して通知を行い、それぞれと協議することが「実現不可能である」というのは合理的ではない、②交渉の内容が報道機関に広く公開されると、不当な影響を受けて取引の交渉が歪められる虞があるということはCVRAが求めている被害者と協議する義務を免除することの正当な理由にはならないなどとして、地方裁判所が答弁取引について被害者に秘匿した措置はCVRAに違反していることを認めたのである。特に、仮に訴追が行われていないとしても、被害者には「検察官と協議する権利」が保障されるという立場に立ち、議会はCVRAを制定することによって、被害者は、答弁合意が成立する前に検察官と協議することを通して、答弁取引の交渉過程について通知される権利を有しているということをも認める政策決定を行ったのである<sup>67)</sup>と指摘していることが注目される。

---

393.

64) *BP Products North America Inc.*, 2008 WL 501321, at 3 and 6; *In re Dean*, 527 F. 3d at 392 and 393.

65) *BP Products North America Inc.*, 2008 WL 501321, at 10–22; *In re Dean*, 527 F. 3d at 393.

66) *Ibid.* at 392 and 394–396; Atkins, Andrew, “A Complicated Environment: The Problem with Extending Victims’ Rights to Victims of Environmental Crimes,” *Washington & Lee Law Review*, Vol. 67, 2010, p. 1645.

67) *In re Dean*, 527 F. 3d at 394 and 395. なお、*BP Products North America Inc.*,

もっとも、被害者が求めていたWMの発付に関しては、本件状況下においては適切な手段ではないとして棄却している<sup>68)</sup>。

## 四 若干の検討

### (一) CVRAの立法目的とその内容

CVRAというのは、「刑事手続において従来からみられた犯罪被害者に対する劣悪な処遇状況が今後は継続することがないようにこれを改める」という起草者の言葉に表れているように、被害者の権利を保護し、刑事手続に被害者が独立して関与・参加することを強化し促進することを目的として制定されたものである<sup>69)</sup>。すなわち、被害者の利益に焦点を当てて、現行の刑事司法手続に何ら負荷をかけることなく被害者の声を反映させるという「被害者志向」の視点に立った立法である<sup>70)</sup>。

2004年の制定当初は被害者に対して、「被告人から合理的に保護される権利」等8権利が個別に保障されていた(18 U.S.C. § 3771(a)(1)-(8))。このうち、「あらゆる公開の公判手続から排除されない権利」(同(3))や「地方裁判所におけるあらゆる公開の手続において合理的に意見を聴取される権利」(同(4))等は公開の公判手続に関係するものである。当然のことながら、公開の公判手続というのは検察官による起訴がなければ開始されないわけであるから、これらの権利は、検察官によって事件が起訴され、公判手続が開始された後でのみ保障されるべきものということになる

---

2008 WL 501321, at 11-15参照。

68) *In re Dean*, 527 F. 3d at 392 and 395-396.

69) 150 Cong. Rec. S10911 (daily ed. Oct. 9, 2004) (statement of Sen. Kyl); Cassell, Paul G., Nathanael J. Mitchell, and Bradley J. Edwards, "Crime Victims' Rights during Criminal Investigations? Applying the Crime Victims' Rights Act before Criminal Charges Are Filed," *The Journal of Criminal Law and Criminology*, Vol. 104, 2014, p. 66; Phipps, *supra* note 10, at 409 and 414.

70) *See Ibid.* at 428.

う<sup>71)</sup>。

一方で、CVRAでは、必ずしも公判手続とは関係しないと考えられる権利も規定されている。例えば、「公正に処遇される権利」である。この権利は、検察官が起訴を行った後の公判手続のみならず、検察官が事件を起訴するかどうかについて検討している、より初期の段階であったり捜査段階であっても保障することはできると考えられる。もし、議会がこの権利は正式な起訴後のみ被害者に保障すると考えていたのであれば、そのような形で規定することはできたにも拘らず、議会はそうはしなかったことに注意する必要がある<sup>72)</sup>。Epstein 事件で問題とされた「検察官と協議する合理的な権利」については、次に(二)において触れることにしたい。

なお、CVRAは2015年に改正され、同(9)及び(10)として2権利が追加されている。前者では「すべての答弁取引又は訴追延期の合意（deferred prosecution agreement: DPA）について時宜を得た方法で通知される権利」が、後者では「本条で規定されている権利及びVRRRで規定されているサービスについて通知され、また、司法省被害者の権利オンブズマン室（Office of the Victims' Rights Ombudsman of the Department of Justice）と連絡を取るための情報を提供される権利」がそれぞれ保障されている。

前者の権利は、これまでの運用では、検察官は、正式に起訴が行われるまでは答弁合意についてもDPAについても被害者に通知することは求められていなかったことを受けてのものであり、これによって、被害者は正式に起訴が行われる前でも成立した答弁合意等について必ず通知されることが明確になった<sup>73)</sup>とされる。また、後者によって、被害者にはVRRRに規定されているサービスを通知される権利が保障されているが、これは間違いなく起訴前から適用される権利であり、このことから、議会は明らかにCVRAで規定されている権利は起訴前から適用されるものであると

---

71) Cassell, et al., *supra* note 11, at 226.

72) *See Ibid.* at 213 and 226.

73) H.R. Rep. No. 114-7, *Justice for Victims of Trafficking Act of 2015*, 2015, p. 7; Zargar, *supra* note 2, at 364-365.

理解していることが分かる<sup>74)</sup>とされる。

## (二) 「検察官と協議する合理的な権利」の意義

本件で問題となっている「検察官と協議する合理的な権利」というのは元々曖昧な部分が多い権利の代表である<sup>75)</sup>といわれている。実際、CVRAでは、「犯罪被害者 (crime victim)」についてはその定義が明確に規定されている (同 (e)(2)(A)) が、「協議する」や「合理的な」といった語の定義は特に規定されていない。

その一方で、この権利はCVRAが保障している権利の中でも唯一、起訴が行われる前でも行使することができる可能性のある権利である<sup>76)</sup>と考えられている。そして、被害者にとっては、手続がどのように進展しているかについて検察官から情報を得ると同時に、事件の処理が行われる前に自らの意見や見解を検察官に伝えるための手段となるという意味で重要な価値がある<sup>77)</sup>。すなわち、刑事司法手続の初期の段階で被害者がこれに参加し、自らの声を反映させるという目的を達成するための手段になり得るのである。加えて、この権利を行使して、一市民である被害者としての考えを検察官に伝えた上で事件が処理されるというのは、地域社会の考えを反映した健全な司法制度を構築するという意味でも重要な意義がある<sup>78)</sup>。仮に訴追が行われなくても、被害者が検察官としっかりと協議することを通して、起訴を行わないという判断をした理由や考えについて説明を受けることができれば、刑事司法の透明性は高まり、検察官は中立の立場

---

74) See Cassell, et al., *supra* note 11, at 238.

75) See Zargar, *supra* note 2, at 357.

76) Cook, *supra* note 6, at 559.

77) Smith, Elliot, "Is There a Pre-Charge Conferral Right in the CVRA?," *University of Chicago Legal Forum*, Vol. 2010, 2010, p. 408; Zargar, *supra* note 2, at 372 and 373.

78) See Cook, *supra* note 6, at 561.

にあって信頼に値する機関であるという気持ちも高まろう<sup>79)</sup>。こうした意味でも、「検察官と協議する合理的な権利」というのは、事件が起訴される前であっても確実に被害者に保障されなければならないと考えられる。にも拘らず、この権利は起訴後にのみ保障されるとするならば、この権利の存在価値は検察官の考え方に委ねられてしまうことになる。犯罪の結果として被害者が受けた苦痛は検察官の判断や考え方とは全く関係なく歴然とした事実として存在しているにも拘らず、検察官は被害者が受けた苦痛を無視して法廷に提示しないということも可能になってしまうのである<sup>80)</sup>。

### （三）第11巡回区連邦控訴裁判所の2020年多数意見について

第11巡回区裁判所によって判示された2020年多数意見は、被害者に権利を保障し、被害者が再度被害を受けないようにするという議会の意図に反するものであると考えられる<sup>81)</sup>。

まず、CVRAで被害者に保障されている「検察官と協議する合理的な権利」は「合理的な権利」というような形で範囲が制限されている。多数意見は、この「合理的な」という制限には確固とした内容がなく（squishy）、容易に看過されてしまうものであるため、議会がこのようなCVRAの趣旨に合致しない結果（jarring result）を予期していたとは考えられない<sup>82)</sup>とする。しかし、「CVRAの趣旨に合致しない結果」というのは「非合理的な」結果であり、そもそもCVRAが想定している「合理的な権利」と合致しない。「合理的な」という文言があることによって、検察官と協議する場面や状況が無制限に拡大されることがなくなり、むしろ一定程度限定される実効力が認められるのである。すなわち、この語は、CVRAが不適切に適用されるかもしれないというような多数意見の憶測を十分に回避

---

79) Zargar, *supra* note 2, at 378; O'Hear, *supra* note 10, at 340–341.

80) See Cook, *supra* note 6, at 563.

81) See Phipps, *supra* note 10, at 423.

82) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1211; Cassell, et al., *supra* note 11, at 235.



することができる有用な法的基準になっている<sup>83)</sup>のである。実際、多数意見が危惧しているような問題は、起訴前でも CVRA が適用されることを肯定している第 5 巡回区裁判所の管轄区域を含めてこれまで一度も起こっていないのであり、この事実こそが「合理的な」という制限が有効に機能していることの証左になると考えられる<sup>84)</sup>(なお、後述(五)参照)。

また、多数意見は、CVRA の「効力適用対象」規定は「誰に対して」適用されるのかということを明らかにしたものであると解釈している (二(一)1 参照) が、このような限定的な解釈の仕方では、CVRA が制定された理由や背景が無視されることになってしまうのであり<sup>85)</sup>、この規定には CVRA の適用時期に関する意味合いも込められているように考えられる。「裁判地管轄」規定についても、もし議会が正式な起訴の前には CVRA は適用されないと考えていたのであれば、何故、このような文言が追加されたのか疑問が生じよう<sup>86)</sup>。この文言に関する多数意見の考え方 (二(一)1 参照) は極めて技巧的な解釈であり、必ずしもこれが「もっとも理解しやすい」解釈であるとは考えられない。実際、他の裁判所でもこのような解釈はされておらず、この解釈がかなり不自然であることは否めない<sup>87)</sup>と思われる。

検察官の権限との関係についても (なお、後述(七)参照)、CVRA 上の権利を事件の起訴前から保障したからといって、それによって捜査手続自体に被害者が不当に関与・干渉することになるわけではない。これまでの実務・運用から、犯罪捜査に何らかの影響が与えられたり、問題が生ずることがないことは明らかになっている<sup>88)</sup>。多数意見が危惧することは想像の

---

83) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1245 (Hull, J., dissenting); Cassell, et al., *supra* note 11, at 235.

84) *See Ibid.* at 235-236.

85) *See Phipps*, *supra* note 10, at 428.

86) Cassell, et al., *supra* note 11, at 229.

87) *Ibid.* at 230.

88) Cook, *supra* note 6, at 566; Cassell, et al., *supra* note 11, at 234 and 248.

域を出ておらず、こうしたことで CVRA の適用が制限されるというのは適切ではなかろう<sup>89)</sup>。

なお、多数意見の考え方は、特に言及はされていないが、同裁判所の先例である *Frank v. United States*<sup>90)</sup> に反するものであるとも考えられる。すなわち、*Frank* では、本件申立人は CVRA 上の「犯罪被害者」には該当しないとしながらも、当該犯罪に関して訴追が開始されていない場合であったとしても、一般に、被害者は「検察官と協議する権利」を含めて CVRA 上の権利を主張することができる旨判示されているのである。

#### （四）第11巡回区連邦控訴裁判所の2021年多数意見について

次に、第11巡回区裁判所の2021年多数意見については、この意見が被害者に対して起訴前に独立した訴訟行為を行う権利を認めなかった真の理由は、被害者に「起訴前の権利の行使を認めると、検察官が有する訴追に関する裁量権を不当に害する虞が生じてしまう」ということを危惧した政策的な懸念に基づくものである<sup>91)</sup> という指摘がある。すなわち、多数意見は、検察官は捜査段階も含めた様々な場面で被害者と協議しなければならないと義務づけられるとしたならば、これによって刑事手続の中で CVRA が適用される範囲が異常に拡大してしまうと考えているということである。しかし、この点については、CVRA で被害者に保障されているのは、あくまでも当該事件の政府側検察官と協議することに限定されており、捜査段階における捜査員等と協議することではない。したがって、CVRA の規定を素直に解釈すれば、検察官の裁量権が害される虞はなく、CVRA が適用される範囲や検察官と協議する範囲が異常に拡大するといったことにはならない<sup>92)</sup> と考えられる。

---

89) See Phipps, *supra* note 10, at 424.

90) 789 Fed. Appx. 177, 179–180 (11th Cir. 2019).

91) *In re Wild*, 994 F. 3d at 1262; Cassell, et al., *supra* note 11, at 251.

92) See *In re Wild*, 994 F. 3d at 1313 (Branch, J., dissenting); Cassell, et al., *supra* note 11, at 251.

### (五) *In re Dean* との関係

CVRAで規定された権利を事件の起訴前から保障すると多くの支障が生じてしまうという第11巡回区裁判所の2020年多数意見の懸念が正しいものであるならば、そうした支障は、第5巡回区裁判所の管轄区域内でも現実のものとなっていなければならないはずである。なぜならば、同裁判所はすでに *In re Dean* において起訴前の段階でも被害者に権利を保障するという運用を肯定しているからである。しかし、第11巡回区裁判所と隣接し、管轄区域が広く人口も多いにも拘らず、第5巡回区裁判所の管轄区域内では特に大きな問題は報告されることなく CVRA は起訴前から適用されている（前述③も参照）。実際、第5巡回区裁判所は、*In re Dean* を判示して以降、今日まで10年以上の間に優に10万件を超える刑事事件を処理しているとされるが、多数意見が懸念したような問題は報告されていない<sup>93)</sup>ことに注意すべきである。

加えて、2020年多数意見の *In re Dean* に関する位置づけについても若干の疑問が指摘されている。多数意見は本判決を判決文の中では注で言及するに留め、第5巡回区裁判所は最終的には被害者側の申立てを棄却していることから、CVRAの適用時期に関する同裁判所の判断は「法律的には傍論に過ぎない」としてそれほど重視していないようである<sup>94)</sup>。しかし、同裁判所は判決文の冒頭で「当裁判所は CVRA に関する法律上の違反があったことを認め……」と明言しており、さらに末尾では「地方裁判所は、CVRAで規定されたすべての被害者の権利が保障されないというような事態が生じないように注意しなければならない」旨言及している<sup>95)</sup>のである。こうした考え方によれば、むしろ、*In re Wild* において、検察官は、訴追に関する判断を行う前であっても被害者と協議する法的な義務すら負

---

93) *In re Wild*, 955 F. 3d at 1244 (Hull, J., dissenting); Cassell, et al., *supra* note 11, at 239-241.

94) *See In re Wild*, 955 F. 3d at 1219 & note 25; Cassell, et al., *supra* note 11, at 241.

95) *In re Dean*, 527 F. 3d at 392 and 396.

っていたと解釈することができる<sup>96)</sup>。

#### （六）司法省等による CVRA に関する考え方

なお、注意しておく必要があると思われるのが司法省の考え方である。すなわち、2010年に同省法的助言室（Office of Legal Counsel）が被害者の権利に関する解説論文を公開し、この中で「検察官と協議する権利」は刑事手続のどの段階から保障されるのかについて言及しているのである。そして、ここでは、「検察官と協議する権利」を含めて、すべての被害者の権利は「（犯罪に関する訴追請求状又は略式起訴状、正式起訴状が提出されることによって）刑事手続が開始された時から保障される<sup>97)</sup>」ことが明らかにされている。2020年多数意見は自らの考えを補強するための論拠として判決文中でこの論文の考え方に言及している<sup>98)</sup>のである。

しかし、Epstein 事件において2007年に検察官が本件被害者と協議を開始した時点では、同省内部の指針を見ても被害者の権利はいつから保障されることになるのかその時期について公的な考え方は表明されていなかったのであるが、本件被害者が訴えを提起し、裁判で争っている最中である2010年にこの文献が公開されている。そこで、この公開時期との関係で、司法省の見解は、裕福な被告人を性犯罪から赦免するために結ばれた秘密の取引を正当化するためにまとめられたのではないかというような声が上がっている<sup>99)</sup>。

一方、合衆国議会調査局（Congressional Research Service）が公開している CVRA の解説文献においては、判例法によれば、CVRA が被害者に保障している権利は、「検察官と協議する権利」を含めて、正式な起訴が行

---

96) Cook, *supra* note 6, at 555.

97) Bies, John E., “Availability of Rights under the Crime Victims’ Rights Act of 2004,” *Opinions of the Office of Legal Counsel of the United States Department of Justice*, Vol. 34, 2010, pp. 239–240, 244, 247–255 and 262.

98) *In re Wild*, 955 F. 3d 1213 & note 20.

99) Cook, *supra* note 6, at 552–553; Sack, *supra* note 7; Vogt, *supra* note 7.

われる前であっても、また、被疑者の段階であっても、保障されるものである<sup>100)</sup>と位置づけられている。

(七) 「検察官と協議する権利」の保障時期を早めることに対する反対意見  
「検察官と協議する権利」の保障時期を早めることに対しては反対意見も提示されている。例えば、検察官には訴追に関する絶対的な権限が付与されているが、保障時期に関する新たな解釈によってこの権限が影響を受け、検察官に対して不要な負担を課すことになるのではないか<sup>101)</sup>というのである。しかし、この点について、こうした立場から何らかの経験的な証拠が提示されているわけではない。加えて、この権利の保障時期について、起訴前から保障されるというように解釈したとしても、それは保障時期に関する解釈に影響を与えるだけであり、この権利の実質的な内容に何らかの変化をもたらすわけではない<sup>102)</sup>。そもそも「協議する」というのは「決定する」ということを意味するのではなく、この権利が主眼に置いているのは被害者と議論するということである。したがって、訴追やNPAを含めて被害者と事件の処理について協議した後でも、検察官は、被害者の意思とは関係なく、訴追を行うかどうかに関する裁量権自体は有している。「検察官と協議する権利」を起訴前から保障したからといって、被害者によって訴追に関する何らかの「決定が行われる」ということにはならない<sup>103)</sup>のである。

また、検察官と協議することを通して伝えられる被害者の見方や声というのは、検察官がNPAを選択するかどうかを決定する際に考慮する事由の一つであり、被害者の声を汲み取ることに否定的な立場は、むしろ、検

---

100) Doyle, Charles, *Crime Victims' Rights Act: A Summary and Legal Analysis of 18 U.S.C. § 3771*, Congressional Research Service, RL 33679, 2021, pp. 10–11 and pp. 33–34.

101) *In re Wild*, 955 F.3d at 1216–1219; Cook, *supra* note 6, at 566 and 567.

102) *Ibid.* at 566.

103) *See Ibid.* at 567.

察官が最終的な判断を行う際には被害者の声も含めて種々の事由を考慮し幅広い観点から判断しなければならないということを看過しているのではないかと考えられる<sup>104)</sup>。

#### (八) 司法の分野で望まれた対応

本件では、当初、検察官の方では、複数の被害者に対して、刑事司法手続において被害者には権利が保障されている旨を伝えていることから、起訴が行われる前であっても CVRA は適用されるという立場にあったとも考えられる。それに対して、司法省は、被害者によって一連の法的手続が開始された後になって、CVRA の適用時期に関して異なった考え方を明らかにしている<sup>105)</sup>。また、司法の現場においても、*In re Dean* のように、事件の起訴前から CVRA を適用することを肯定する事例がある一方で、*In re Wild* の2020年多数意見のように、これを否定する事例もある<sup>106)</sup>。

しかし、多数意見の考え方に基づいて、「『秘密裏の』司法手続 (“secret justice)” が認められると、第11巡回区裁判所の管轄区域内にいる被害者は、検察官が正式に事件を起訴するまでは CVRA に規定されている権利を保障されないことになってしまう。これでは、隣接する第5巡回区裁判所の運用とも差が生じてしまい、巡回区裁判所間で法解釈や取り扱いに差が生じていることに起因して、当事者が自己に有利な裁判地を選択して提訴するというような事態に発展する虞がある<sup>107)</sup>。特に当事者の間で NPA が行われやすい法人犯罪のような場合においては、第11巡回区裁判所の管

---

104) See Phipps, *supra* note 10, at 428 and 429.

105) Cook, *supra* note 6, at 556–557; Cassell, et al., *supra* note 69, at 97. また、本文一(一)及び四(六)参照。

106) 他に、前者の例としては、*United States v. Okun*, Criminal No. 3:08cr132, 2009 WL 790042, at 2–3 (E. D. Va. Mar. 24, 2009) 等が、後者の例としては、*In re Ackner*, 596 F. 3d 370, 371–373 (6th Cir. 2010) や *United States v. Rubin*, 558 F. Supp. 2d 411, 417–429 (E.D. N.Y. 2008) 等がある。See Zargar, *supra* note 2, at 358–359 and 363; Phipps, *supra* note 10, at 406–407 and 407 & note 12.

107) See Cassell, et al., *supra* note 11, at 214–215, 242 and *Ibid.* & note 219.

轄区域は CVRA の趣旨を逸脱する解釈や事態が生じやすい「安全地帯 (safe haven)」になってしまうのではないかと危惧されている<sup>108)</sup>。

このように、実務における考え方が統一されていないことから、本来であれば最高裁判所が統一的な解釈・判断を示すことが望まれていたのであるが、今回、同裁判所は被害者側が行った裁量上訴の申立てを棄却したため、統一的な判断が示されることにはならなかった。

## 五 その後の関連する立法の動き

今回の最高裁判所の判断を受けて、次に求められるのは、議会が、被害者の保護を実現するための基準を明確にするために CVRA の改正を行うことである。刑事司法手続の様々な場面で被害者にどのような権利を保障すべきなのかを決定するのは議会の責任である<sup>109)</sup>。特に、今回、最高裁判所の判断が示されなかったことに鑑みるならば、その重要性はより一層増しているといえる。

「検察官と協議する権利」であれば、この権利の目的や適用時期等に関して、NPA その他の裁判以外の手段による事件の解決を目指した交渉もその範疇に含まれるということを示す文言を追加するなど起訴前でも被害者に保障されることを明確にすることが求められよう<sup>110)</sup>。このような改正は決して革新的な解釈というものではなく、制定時における起草者の元々の考えを再確認するに過ぎない<sup>111)</sup>と考えられる。

そして、実際に2019年10月、Speier 下院議員等によって「2019年コート

---

108) *Ibid.* at 242.

109) *Ibid.* at 236. *In re Wild* の2020年多数意見自体が、もし議会が、CVRA の解釈に関して我々が正しく解釈していると判断した場合であっても、被害者の権利の保障範囲を拡大する必要があると認めたのであれば、議会自らが CVRA を改正すべきである旨判示している。See *In re Wild*, 955 F.3d at 1205.

110) Cook, *supra* note 6, at 544, 561, 564 and 568; Cassell, et al., *supra* note 11, at 250.

111) *Ibid.* at 249.

ニー・ウィルド改正犯罪被害者権利法（The Courtney Wild Crime Victims' Rights Reform Act of 2019: CVRRA）<sup>112)</sup>案が提出されていることが注目される。本法案は、被害者志向の観点に立って、被害者は刑事事件において尊厳を持って処遇されるということを明確にし、不正で透明性に欠ける法的手続によって更なる被害を受けないようにすることを目指したものである<sup>113)</sup>。内容に関しては、必ずしも既存の法の適用範囲を拡大するものではなく、被害者の権利の範囲を明確にし、被害者がそれを主張するより強固な手続を創設することによって CVRA の内容を時代に合ったものに改善することを目的としている<sup>114)</sup>と評価されている。

具体的な改正点としては、まず、現行法では、被害者は「当該事件において政府側検察官と協議する合理的な権利」が保障されているが、本法案では「当該事件に関するすべての答弁取引若しくはその他の解決策が裁判所に提示される前又はその他の手段で事件が終結する前に、それらの答弁取引若しくはその他の解決策について協議することも含めて、検察官と協議する権利」が保障されることになっている（H.R. 4729, § 2(1)(A)）。すなわち、協議する対象が「当該事件」だけではなく、「当該事件に関するすべての答弁取引若しくはその他の解決策」にまで拡大されている。さらに、2015年の改正によって、すでに被害者は「すべての答弁取引又は DPA」について通知される権利が保障されているが、この改正も念頭に置かれており、その他に NPA 又は事件捜査が他の連邦法執行機関等へ移送されることも通知を受ける権利の対象として含められている（同 § 2(1)(B)）。

---

112) H.R. 4729, 116th Cong. (1st Sess. 2019).

113) Speier, Jackie, *Rep Speier Introduces Bipartisan Courtney Wild Crime Victims' Rights Reform Act of 2019 to Rectify Injustices Faced by Epstein's Victims*, Press Releases, 2019, <https://speier.house.gov/2019/10/rep-speier-introduces-bipartisan-courtney-wild-crime-victims-rights-reform-act-of-2019-to-rectify-injustices-faced-by-epstein-s-victims>（同）。

114) *Ibid.*; Phipps, *supra* note 10, at 416; Cassell, et al., *supra* note 11, at 245 & note 240. なお、Cook, *supra* note 6, at 565参照。



本法案では、上記のように「含めて」という文言を使用する（同 § 2(1)(A)）ことによって、事件処理の仕方について訴追開始前に当事者間で交渉が行われ、それが完結する前の段階でも様々な内容が「検察官と協議する権利」の対象として保障されるということを明確にする内容が盛り込まれている<sup>115)</sup>ところが注目される。こうした改正が実現すれば、事件処理に関する最終判断が下される前の段階でも被害者には手続の状況が知らされることになり、Epstein 事件で見られたような秘密裏に NPA が締結されるという事態は防ぐことができると考えられる<sup>116)</sup>。しかし、本法案は同年11月に下院の小委員会に付託されているが、その後の審理は必ずしも順調には進んでいないようである<sup>117)</sup>。

## 六 わが国の場合

わが国の場合は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）において、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と規定されている（3条1項）のみで、CVRA のように具体的な形で被害者に権利が保障されているわけではない。しかし、わが国においても、検察官と協議したり話し合う機会を保障することには、刑事手続の段階に関係なく、重要な意義があるといえる。特に、刑事司法手続に被害者が参加するという観点からはその重要性はより一層高まると考えられる。

わが国では、近時の刑事訴訟法改正によって、被害者等には公判期日において被害に関する心情等に関して意見の陳述を行うことや被害者参加人として被告事件の手続へ参加することが認められた。前者の場合、意見の

---

115) *Ibid.* at 565-566; Cassell, et al., *supra* note 11, at 245-246.

116) *See Ibid.* at 246.

117) *See* CONGRESS.GOV, H.R. 4729 – Courtney Wild Crime Victims' Rights Reform Act of 2019, <https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/4729/all-actions?q=%7B%22search%22%3A%5B%22HR+9%22%5D%7D&s=1&r=6>（同）。

陳述の申出は被害者等が裁判所に直接行うのではなく、あらかじめ検察官に行い、検察官を通して裁判所に通知されるという仕組みになっている（292条の2第2項）。後者の被害者参加制度の場合にも、参加の申出は同様にあらかじめ検察官に行い、検察官から裁判所に通知されることになっている（316条の33第2項）。そして、被害者参加制度の場合、検察官は、被告事件について刑事訴訟法の規定による検察官の権限を行使し又は行使しないこととしたときには、必要に応じて被害者参加人等に対してその理由を説明することが求められている（316条の35後段）。その趣旨は、この制度が適正かつ円滑に運用されることを目的として、被害者参加人等が検察官の訴訟活動の意味や内容等を十分に理解することができるようにすることにある<sup>118)</sup>。

これらの制度を通して被害者が刑事司法手続に参加することは、刑事裁判に新たに多角的な視点を盛り込み、充実した公判手続を展開させるという観点から重要な意義があると考えられる<sup>119)</sup>。実際には、両制度ともに起訴後の公判段階で展開されるものであるが、これらの制度を効果的に運用するためには、被害者等が心情等に関して陳述することを希望する意思や陳述の内容等について事前に検察官にしっかりと伝えておくなど検察官と被害者等との間で確実に話し合いが行われ、十分な意思の疎通が図られるということが必要不可欠の条件にならう<sup>120)</sup>。したがって、わが国の場

---

118) 松尾浩也監修『条解 刑事訴訟法【第5版】』弘文堂（2022年）873頁、松尾浩也＝岩瀬徹編『実例刑事訴訟法 II 公訴の提起・公判』青林書院（2012年）290頁（三村三緒執筆）、白木功＝飯島泰＝馬場嘉郎『『犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成19年法律第95号）』の解説（2）（民事訴訟法の改正部分を除く。）』『法曹時報』60巻10号（2008年）69頁から72頁。

119) なお、裁判員裁判との関係から刑事裁判に被害者等が参加することに重要な意義があることを指摘する論考として、椎橋隆幸「裁判員裁判における被害者参加の意義」『刑事法ジャーナル』16号（2009年）30頁以下参照。

120) なお、三井誠＝渡邊一弘＝岡慎一＝植村立郎編『刑事手続の新展開（上）』成文堂（2017年）146頁（高戸純執筆）、松尾・前掲注118）書870頁から871頁、

合にも、検察官と被害者等が話し合いをし、被害者等がその意思を伝達する機会というのは、起訴の前後とは関係なく、刑事手続のどの段階でも確実に保障されなければならないと考えられる。

## おわりに

Epstein 事件は、共犯に関する手続を除けば、被害者が「検察官と協議する権利」を行使することができないまま終了してしまっている。そのため、被害者は検察官が判断を行う際に有益な情報を提示することができず、また、結果的に法廷で被告人の量刑に関して意見を述べる機会をも逸してしまっており、被害者としては、被告人たちの手によって性的な虐待を受けただけでなく、刑事司法手続によっても被害を受けている<sup>121)</sup>ということになる。このように、検察官が事件を起訴しないことが壁となって被害者に権利が保障されないというのであれば、被害者は刑事司法手続によっても自らの権利を蹂躪され、更なる被害を受けたという思いを強めることになってしまおう<sup>122)</sup>。

また、被害者は、刑事司法制度を通して、あるいは、これに参加することによって、正義が実現されることを感じ取るのであろうが、NPA や答弁取引の交渉過程において「検察官と協議する権利」が保障されなければ、被害者が刑事司法手続に参加する機会は事実上奪われてしまう。そうになってしまえば、CVRA の立法目的との関係で問題であるのみならず、被害者の中で刑事司法制度に対する不信感や不公平感が醸成されることにもつながろう<sup>123)</sup>。

---

白木他・前掲注118) 論文52頁から53頁参照。

121) Yin, *supra* note 11, at 449 and 451.

122) Cook, *supra* note 6, at 544, 559 and 568.

123) See *Ibid.* at 559–560; O’Hear, *supra* note 10, at 327. さらに、こうした不信感が原因となって被害者が犯罪を通報しないというような事態が生じてしまえば、これは犯罪対策という面からも看過できない問題である。See *Ibid.* at 326–332.

被害者というのは自らの意見や考えに耳を傾けてもらうことや受けた被害を広く認めてもらうことを求めている<sup>124)</sup>といわれる。しかし、「検察官と協議する権利」が確実に保障されず、秘密裏にNPAの交渉が進められるとなれば、こうした望みは叶えられない。被害者支援のための法を解釈・適用する際には、Epstein事件で検察官が被害者に知らせることなくNPAを進めたというような、騙し討ちのような事態が生じないようにすることが強く求められる<sup>125)</sup>。

なお、起訴の前にも被害者に対して権利を保障するというのは、「被告人から合理的に保護される権利」との関係で、この権利を実効的に（強調は筆者）被害者に保障するという観点からも重要な意義があると考えられる<sup>126)</sup>。特に暴力犯罪の場合には、被害者は捜査機関に協力しているという理由で、加害者からの報復を受ける可能性が大きいからである。この種の犯罪の被害者にしてみれば、保護される権利の保障時期がいつになるかは正しく生きるか死ぬかの大問題である。にも拘らず、起訴が行われるまで権利は保障されないというのでは遅すぎるということに注意しなければならない。

---

124) See Parsons, Jim and Tiffany Bergin, “The Impact of Criminal Justice Involvement on Victims’ Mental Health,” *Journal of Traumatic Stress*, Vol. 23, 2010, p. 182; Feldthusen, Bruce, Olena Hankivsky, and Lorraine Greaves, “Therapeutic Consequences of Civil Actions for Damages and Compensation Claims by Victims of Sexual Abuse,” *Canadian Journal of Women and the Law*, Vol. 12, 2000, p. 75.

125) See Cassell, et al., *supra* note 11, at 236.

126) See *Ibid.* at 249. Epstein事件と同様、暴力犯罪の場合もその被害者は女性であることが多いと考えられるが、その関連で、適切に権利を保障しないということは女性の権利に関する問題にも発展する可能性がある。この点に関して、Williams, Brianna, “A Comparative Approach of the Development and Impact of Victims’ Rights on Violence against Women in the United States, Portugal, and Pakistan,” *Lincoln Memorial University Law Review*, Vol. 9, 2022, p. 240以下参照。